

委嘱研究員に関する件

(昭和六十二年九月二十五日館長決定第十号)

改正 平成十四年三月三十一日館長決定第二号

委嘱研究員に関する件を次のように定め、昭和六十二年九月二十五日から施行する。

(趣旨)

1 国立国会図書館(以下「館」という。)において研究員を委嘱する場合の取扱いは、この件の定めるところによる。

(目的)

2 館長は、相当に高度な学識又は経験を有する者に、館における業務について研究をさせることが特に必要であると認めるときは、この者を研究員として委嘱することができる。

(監督)

3 研究員として委嘱した者(以下「委嘱研究員」という。)の館内における監督は、館長が指定する部局(関西館を含む。第八項において同じ。)が行う。

(施設等の利用)

4 委嘱研究員には、必要に応じて、館内の施設及び設備並びに図書館資料を利用させることができる。

(研究結果の報告)

5 委嘱研究員には、その研究の結果を報告させるものとする。

(給与等)

6 委嘱研究員には、給与を支給しない。

7 委嘱研究員には、その研究の成果に対して、謝金を支払うことができる。

(その他の必要事項)

8 委嘱研究員の館内における研究に係るその他の必要事項については、関係部局が協議して定めるものとする。

(事務)

9 委嘱研究員に関する事務は、総務部人事課が行う。ただし、関西館の委嘱研究員に関する事務は、関西館総務課が行う。

10 委嘱研究員に関する事務の総括は、総務部人事課が行う。

(廃止)

11 研究員及び研究生に関する件(昭和三十一年八月一日決定)は、廃止する。

附 則 (平成十四年三月三十一日館長決定第二号)

本件は、平成十四年四月一日から施行する。